

秋田工業高等専門学校非常勤職員（技術補佐員）の募集について

1. 募集人員

技術補佐員：1名

2. 雇用期間

令和8年11月1日～令和9年3月31日

更新の可能性：条件付きで更新の可能性あり

更新の条件：本人の能力、勤務成績・態度、研究費の執行状況、雇用期間満了時の業務量を考慮して判断します。なお、継続雇用期間は最長でも令和9年9月30日までとなります。

3. 職務内容

（雇入れ直後）

本校土木・建築系研究室において、教育・研究支援業務に従事する。

・現場調査（下水処理場、水田における調査、学生送迎をともなう）

・機器分析（簡易なもの、知識・経験不問）

・研究室の環境整備（物品管理、各種事務作業、研究室ホームページ管理など）

・イベント支援（各種イベントの出展支援業務）

・教育・研究支援（講義、実習、各種実験に関する補助業務）

（変更の範囲）

変更なし

4. 応募条件

（1）学歴・必要な経験等

高等専門学校卒業以上で、土木または環境分野に関する専門知識・実践的な学習経験を有する方

（2）必要なPCスキル

Word、Excelを使用した一般的な文書・資料作成、Eメールの使用ができること。

（3）必要な免許・資格

普通自動車運転免許（必須、AT限定可）

5. 勤務場所

（雇入れ直後）

秋田工業高等専門学校（秋田県秋田市飯島文京町1番1号）

（変更の範囲）

変更なし

6. 勤務時間及び休日等

勤務時間：月・水・金曜日 9時00分～12時00分（1日3時間）

休日：火・木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務曜日は応相談。

※イベント対応により土日祝日に勤務いただくことがあります。休日勤務分は振替休日を取得して

いただきます。

7. 給与・手当

時給 1, 4 4 1 円（末日締め、原則翌日 1 7 日支払）

通勤手当支給あり

（独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則による）

8. 加入保険

労災保険

9. 応募書類

（1）履歴書（本校所定様式、写真貼付）

（2）ハローワーク紹介状

（3）職務経歴書（任意様式）

※応募書類は返却いたしません。

10. 応募締切

令和8年9月14日（月）必着

11. 選考方法

書類選考及び面接

12. 書類提出先・問い合わせ先

秋田工業高等専門学校総務課人事係

（受付時間：日曜日、土曜日、祝日を除いた8時30分～17時00分）

〒011-8511 秋田県秋田市飯島文京町1番1号

T E L : 018-847-6006

E-mail : jijinji-dv@akita-nct.ac.jp

13. その他

（1）応募に当たっては、ハローワーク求人票をご確認のうえ、ハローワークを通じてご応募ください。

（2）本選考にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。

（3）応募者から取得する個人情報、本選考の目的を達成するために利用するものであり、本選考に関係のない第三者への提供及び公表されることはありません。

（4）業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。※

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十條第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部

改正法」という。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。